

平成23年6月21日

東京大学学生団体による国際交流活動等奨励事業の募集について

標記のことについて、総長から下記のとおり募集がありましたので、お知らせいたします。希望者は、「5. 申請手続き」にしたがって、**平成23年7月1日（金）までに**学生支援チームへ必要書類を提出してください。

なお、申請書は学生支援チームにてお渡ししますので、事前に申し出てください。

記

1. 趣 旨

東京大学の学生がグループ、チームなど団体で、国外における学生主体の国際交流活動に参加し行う活動に対し、奨励費を給付し、学生の国外における国際学術交流活動を奨励する。

2. 応募資格

国外における学生主体の国際交流活動に参加し、交流活動を行う東京大学の学生により編成されたグループ、チームなどの団体。但し、申請者は、その学生団体を監督する責任教員（教授、准教授）とする。

3. 給付する奨励費

- ①平成23年8月から平成24年3月までに行われる国外における学生主体の国際交流活動へ参加するために必要な経費のうち、参加学生の渡航に要する費用の一部（エコノミークラスのディスカウント航空運賃を基準）を給付する。
- ②1団体に給付する奨励費の上限は、200万円とする。

4. 給付予定数

若干数の団体に対して給付する。

5. 申請手続

奨励費の給付を希望する団体の責任教員は、下記の書類を所属研究科等の長（以下「部局長」）を通じて、東京大学国際委員会委員長（以下「委員長」）に提出する。

(1) 提出書類

申請書（別紙様式1）当該国際交流活動の概要を記載した資料等がある場合は、添付すること。また、代表者1名分の航空運賃の見積書（ディスカウントエコノミー）と日程表を併せて提出すること。

(2) 提出期限

平成23年7月1日（金）

(3) 提出先

教育学部・教育学研究科学生支援チーム

6. 選考及び結果の通知

給付対象団体の選考は、所属研究科等の意見を尊重して、東京大学国際委員会 学生交流専門委員会 海外派遣学生・奨学生選考小委員会において書類審査のうえ、委員長が決定する。

選考の結果は、7月下旬に、部局長あて通知する。

7. 計画の変更・中止

申請した学術交流活動等への参加を変更又は取り止める場合は、選考中あるいは給付決定後を問わず、申請者（責任教員）の署名を添えて、速やかに所属部局長を経由して、委員長に報告し、その指示を受けること。

8. 給付決定の取消し

給付が決定された団体に属する学生の素行不良が顕著、当初活動目的が達成できていないなど、本事業による支援を受けるにふさわしくないと判断された場合、また、当初の申請内容と実施内容に同一性が認められない場合には、本事業の給付決定を取り消すことがある。

9. 報告書の提出

奨励費の給付を受けた団体は、申請者（責任教員）の署名を添えて、原則として活動終了後1ヶ月以内に、部局長を経由して、委員長に報告書を提出すること。

10. 問合せ先

教育学部・教育学研究科学生支援チーム又は本部国際交流課

11. その他

申請する団体が、他大学等の学生も含む団体の場合は、当該団体の東京大学学生によるグループ等として申請すること。

以上